



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成25年9月24日(火)

担当	山形労働局 労働基準部 監督課 監督課長 佐藤 寿幸 専門監督官 石山 裕之 電話 023-624-8222
----	---

### 県内における木建工事現場の7割で労働安全衛生法に違反 ～木建工事現場に対する一斉監督の結果について～

県内5つの労働基準監督署は、労働災害の約2割を占める建設業における労働災害を防止するため、7月1日から31日までの1か月間、71の木造家屋等建築工事現場に対して一斉監督を実施した。

山形労働局(局長 須永 敏良)は、その結果を下記のとおり取りまとめた。

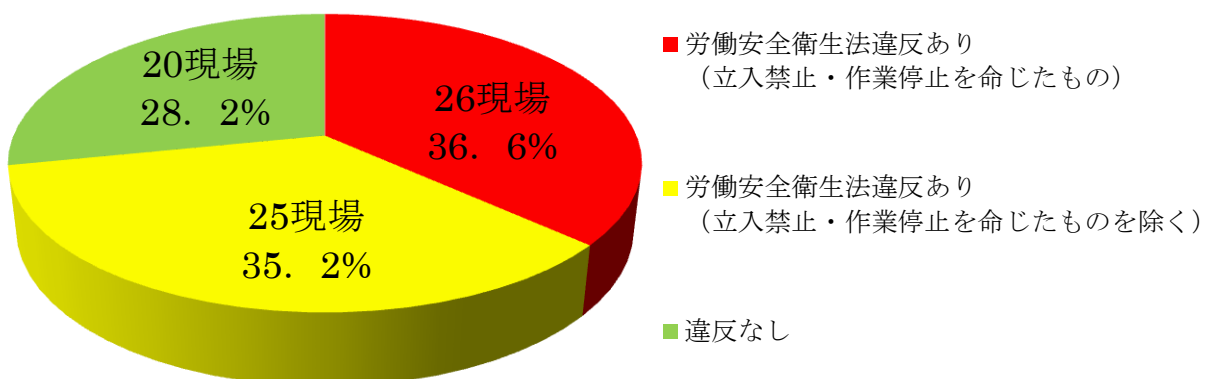
#### 記

#### 1 監督結果の概要

71の木造家屋等建築工事現場(以下、「現場」という。)に対して監督を実施し、このうち51の現場(71.8%)で何らかの労働安全衛生法違反が認められたため、改善を指導した。

上記71現場のうち、特に重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止措置等に関する法違反が認められた26の現場(36.6%)に対して、立入禁止や作業停止を命令するなどして、是正を指導した。

県内における木造家屋等建築工事現場(71現場)に対する監督結果



## 2 主な違反の内容

多い順に

	違反の内容	違反現場数	違反率 (%)
1	高さ2メートル以上の作業床の端、開口部に手すり等の墜落を防止するための措置を講じていない。	28(17)	39.4
2	高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落を防止するための措置を講じていない、 高さ2メートル以上の足場に高さ10センチメートル以上の幅木等の物体が落下することを防止するための措置を講じていない、 高さ2メートル以上の足場の床材間のすき間が3センチメートルを超えていることなど。	20(13)	28.2
3	関係請負人等が労働安全衛生法に違反しないように、元方事業者が必要な指導を行っていない。	16	22.5
4	移動はしご、架設通路等の安全基準を満たしていない。	13(1)	18.3
5	携帯用丸のこ盤の歯の接触予防装置が有効な状態で使用されるよう点検及び整備を行っていない。	11	15.5
6	作業主任者の氏名、職務内容を周知していない。	10	14.1
7	足場の作業床の最大積載荷重を表示していない。	5	7.0
8	作業主任者を選任していない。	3	4.2
8	高さ2メートル以上の箇所に作業床を設けることが困難なときに、労働者に安全帯を使用させていない。	3	4.2

※違反現場数は、1つの現場で複数の違反が認められる場合があるため、全体の法違反現場数（51現場）とは一致しない。

※（ ）内は、立入禁止・作業停止を命じた違反現場数であるが、1つの現場で複数の違反内容について立入禁止・作業停止を命ずる場合があるため、全体の同違反現場数（26現場）とは一致しない。

## 3 労働災害の発生状況

本年8月末現在の山形県内における全産業での休業4日以上死傷者数は744人となっており、前年同期に比べると2.9%減少しているが、県内では平成21年を底に、平成22年から平成24年まで3年連続で増加しており、これは、昭和48年以降初めてのことである。

同様に木造家屋等建築工事業における本年8月末現在の死傷者数は50件（前年同期に比べ6件、13.6%の増加）となっており、年間においても平成23年以降増加傾向にある。

## 4 今後の取組

上記の増加する災害発生状況に鑑み、山形労働局では監督指導等により引き続き建設業に対する労働災害防止対策に取り組んでいくこととしており、今後も一定の時期に県下一斉監督指導を実施する予定である。

また、事業場での安全意識の高揚、自主的な安全点検、安全衛生活動の推進、定着を通して県内の労働災害を減少させることを目的として、山形ゼロ災3か月運動（運動期間10月1日～12月31日）を実施する。